相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市松岡一〇七九番地、最後の住所神奈川県厚木市小野二一三六番地
被相続人　亡　中司　時江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
事務所神奈川県中郡二宮町二宮二〇〇―三エヴィム二宮二〇一
相続財産管理人　弁護士　松下　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市瀬羽町一八三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松井　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
富山市新根塚町三丁目一番三号　アドレスビル二階　相続財産管理人　西川　浩夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市安宅町ヲ一三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
事務所石川県小松市小馬出町二九番地司法書士西田事務所
相続財産管理人　司法書士　西田　岳生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町厨第一六号三六番地、最後の住所福井県坂井市春江町為国亀ケ久保五七番地　被相続人　亡　山本　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
福井県福井市宝永四丁目九番一五号　千葉ビル二階　吉村・麻生・安部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市北新町二丁目一八番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区田辺通二丁目二二番地の一ベルシャトウ瑞穂三〇七号
被相続人　亡　河内スズ代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
愛知県名古屋市東区泉一丁目二一番二七号　泉ファーストスクエア六階さくら国際特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早川　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区天神橋三丁目四八番地、最後の住所京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾坂二一番地二　被相続人　亡　八田　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階京都総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野崎　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市山田東四丁目三二五七番地、最後の住所大阪府吹田市高城町一番三号
被相続人　亡　坂本　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市玉水町八四六番地四、最後の住所大阪府茨木市玉水町一番三四号
被相続人　亡　**原**　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
大阪府大阪市北区南森町一―三―二七南森町丸井ビル四階
相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区東心斎橋二丁目九番地、最後の住所大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西二丁一七〇番地　被相続人　亡　山尾　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区筒井町三丁目一四五番地、最後の住所神戸市須磨区横尾七丁目一番地の一　八五号棟四〇三号
被相続人　亡　新名　滿男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階　みなと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　明石　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市今市町一九四三番地一八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木村　省司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
事務所島根県出雲市渡橋町六一番地　一畑いずも渡橋ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中井　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所広島市西区楠木町四丁目一一番九号
被相続人　亡　金井義夫こと　金　東鎬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
事務所広島市中区八丁堀四番四号エイトバレー八丁堀六〇一
相続財産管理人　弁護士　髙橋　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県うきは市吉井町富永七三九番地一、最後の住所福岡県久留米市北野町乙吉一〇九番地九　被相続人　亡　平田　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十一日
福岡県久留米市荒木町白口一一番地一　Ｏ Ｙ120ビル四階　ヒロツ法律事務所
相続財産管理人　**廣**津　洋吉

第17期決算公告　平成27年3月30日

神奈川県川崎市高津区二子6丁目14番10号
セガフレード・ザネッティ・エスプレッソ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
代表取締役社長　森　聡郎

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	271,571
	固定資産	334,519
	合計	606,091
負債及び純資産の部	流動負債	413,726
	固定負債	55,150
	株主資本	137,214
	資本金	100,000
	資本剰余金	894,053
	資本準備金	894,053
	利益剰余金	△856,838
	その他利益剰余金	△856,838
	（うち当期純損失）	(14,190)
	合計	606,091